

告 示

埼玉県告示第七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人 吉岡クリニツク	所沢市花園二―二三五一―一八	令和六年九月一日
おとどけ薬局	和光市諏訪四―五	令和六年十二月一日
S O M P O ケア 新座 訪問看護	新座市野火止六―六一二	令和六年十二月三十一日